

プリペイドモバイル サービス約款

第1条 (サービスの内容)

1. プリペイドモバイル（以下「本件サービス」といいます。）の内容は、
<https://help.dmobile.jp/hc/ja/articles/47923011466777> において示されているとおりとします。
2. 当社は、本件サービスの内容を変更する場合があります。
3. 本件サービスの提供区域は、日本国において当社が定める地域とします。

第2条 (利用手続)

1. 契約者は、本件サービスを利用するために必要な SIM プロファイル（以下「SIM プロファイル」といいます。）を購入した日から 45 日以内（購入日を含む）に、当社が別途定める方法に従い、サービス開始手続きを完了し、SIM プロファイルを用いて通信を確立させる必要があります。
2. 当社が定める定期メンテナンスの時間帯においては、利用手続きを行うことができません。なお、緊急時には以下の時間帯以外にも手続きが制限される場合があります。
毎週火曜 22:00 ～ 翌水曜 09:00、毎日 23:55 - 24:00（前後 10 - 15 分）

第3条 (利用可能期間)

1. 本件サービスの提供期間は、SIM プロファイルで通信を確立した日（以下「利用開始日」といいます。）から起算して 180 日間（利用開始日を含む）とします。ただし、提供期間中または提供期間終了後 7 日以内（提供期間終了日を含む）に、当社が本件サービス用に発行するリチャージコードによるデータ通信量追加の手続（以下「リチャージ設定」といいます。）が行われた場合、本件サービスの提供期間はそのリチャージ設定の利用期限まで延長されるものとします。
2. リチャージ設定により利用期間が延長された場合のデータ通信量の利用期間は以下のとおりとします。
 - ① リチャージ設定によって利用可能となったデータ通信量にあつては、当該リチャージ設定時に当社が指定する期間
3. 前 2 項にかかわらず、本件サービス（リチャージ設定を含みます。）を用いて行われたデータ通信の通信量が、当社の定める所定の通信量に至った場合には、本件サービスの提供

は終了します。

第4条 （権利等の譲渡制限等）

1. 契約者は、本件サービスの提供を受ける権利及びSIMプロフィールを、譲渡することはできません。
2. 契約者は、第三者に本件サービスを利用させることはできません。

第5条 （登録情報の管理）

1. 契約者は、SIMプロフィールに付帯するマイページID、メールアドレス情報（以下「ID等」といいます。）の管理責任を負うものとし、第三者に利用させないものとします。
2. 当社は、契約者が本約款上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。
3. 当社は、ID等又はSIMプロフィールが窃用されたことによる契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負いません。

第6条 （サービス利用の要件）

本件サービスを利用するにあたり、以下の要件が適用されるものとします。

1. 契約者は、当社が指定したIPアドレス以外のIPアドレスによって本件サービスを利用することはできません。
2. 契約者は、SIMプロフィール以外の通信手段を用いた本件サービスの利用、及び本件サービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。
3. 契約者は、SIMプロフィールにつき、次の事項を遵守するものとします。
 - ① 当社の承諾がある場合を除き、SIMプロフィールの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他SIMプロフィールとしての通常の用途以外の使用をしないこと
 - ② 当社の承諾がある場合を除き、日本国外にSIMプロフィールを持ち出さないこと
 - ③ SIMプロフィールを善良な管理者の注意をもって管理すること
4. 契約者がSIMプロフィールを紛失または損壊した場合、当社は代替品を提供しません。
5. 契約者は、当社が指定する端末設備、または法律で定められた技術基準に適合した端末設

備以外の端末設備を使用して本サービスを利用することはできません。

第7条 (サイバー攻撃への対処)

当社は、契約者が、C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログを自動的に検知することができるものとします。なお、契約者は、本件サービス利用開始後、いつでも契約者自身の選択により、検知および遮断が行われない設定に変更することができます。

第8条 (利用の中止)

当社は、電気通信設備の保守、障害、その他やむを得ない事由が生じた場合、本件サービスの提供を中止する場合があります。この場合において、当社は、当該中止の事実を、本件サービスに関する当社の web サイトに掲載する等によって周知に努めるものとします。

第9条 (利用の停止等)

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本件サービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

1. この約款に定める契約者の義務に違反したとき
2. 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本件サービスを利用したとき
3. 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本件サービスを利用したとき
4. 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本件サービスを利用したとき
5. 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本件サービスを利用したとき

第10条 (契約の解除)

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本件サービス契約を解除することがあります。

1. 前条に基づく利用の停止等が行われた後 30 日を経過しても契約者から当社に連絡がない

とき

2. 前条に基づく利用の停止等が行われ、かつ、当該利用の停止等に係る契約者側の事由が解消されないと当社が判断したとき

第11条 （保証及び責任の限定）

1. 当社は、本件サービスに関して、通信の可用性、遅延時間、その他通信の品質について、いかなる保証もいたしません。
2. 当社は、契約者が本件サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
3. 契約者が本件サービスの利用に関連して第三者に損害を与え、当社がその損害に対する賠償を第三者に行った場合、当社はその賠償額について契約者に求償することができます。

第12条 （準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

本約款は日本国の法令に基づいて解釈されるものとし、当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、福岡地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

施行：令和7年9月4日